

令和元年8月19日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会 8 月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年 8 月 1 9 日(月)午後 1 時 3 0 分から 2 時 1 0 分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3 階 「3 0 2 会議室」

3 出席委員 (1 0 人)

会 長 11 番 渡 部 功

会長職務代理者 2 番 星 正 喜

委 員 1 番 湯 田 吉 春 4 番 玉 川 勝 久

5 番 大 竹 貫 一 6 番 佐 藤 行 正

7 番 星 希 8 番 渡 部 友 之

9 番 渡 部 博 行 10 番 佐 藤 輝 男

推 進 委 員 星 陽一郎 室 井 勇 雄

4 欠席委員 3 番 小 山 常 喜

5 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

1 番 湯 田 吉 春 委員

2 番 星 正 喜 委員

日程第 2 議案第 18 号 農地利用集積計画の決定について

日程第 3 議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 20 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・ 会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和元年8月定例総会を、開会いたします。

本総会には、3議案、4件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。

日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、1番湯田吉春委員、2番星正喜委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。

日程第2、議案第18号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について。

令和元年8月1日付元農第322号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。

令和元年8月19日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功。

3ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、貸し手が1人、借り手が1人でございます。

利用権の設定面積は、賃貸借権設定で、田が4筆で6,511㎡です。

設定期間は、5年でございます。

次に4ページをご覧ください。

借り手が、■■■■の■■■■■■■■■■で、貸し手は、同じく■■■■の■■■■■■■■■■です。

再設定でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、まず、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

2として、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。また、農作業に常時従事すると認められ、効率的に利用できる

こと。

3として、対象農地の関係権利用者全ての同意が得られていること、の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第18号農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。
お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第18号農用地利用集積計画の決定については、原案を適正と決定されました。
続きまして、日程第3、議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について、を課題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明を求めます。

局長 6ページをお開きください。
議案第19号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記の通り提出がありましたので、これを許可するものとする。
令和元年8月19日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功
7ページをお開きください。
譲受人は、[]の[]です。
譲渡人は、[]の[]です。
本件は、売買による所有権の移転の許可申請でございます。
申請事由は、譲渡人は所有している農地を譲渡し、譲受人は、規模拡大したいので、売買により許可申請するものです。
申請地は、[]、[]で、田、合計 143㎡であります。
10ページの位置図をご覧くださいと思います。
こちらから行くと、[]の脇になります。

本議案について、去る８月８日に私と地区担当の玉川勝久農業委員さん、室井勇雄推進委員さんで、譲渡人 [REDACTED]、[REDACTED]と譲受人の[REDACTED]、[REDACTED]と行政書士の[REDACTED]の立会いの下、調査を実施しました。

審査しました結果、[REDACTED]は、以前から申請地を耕作しており、今回、話がまとまり、今回の申請にいたった。

譲受人、[REDACTED]は、取得後すべての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題はなく、譲受人は、地区の方でもあり、農地法第３条第２項各号で規定する不許可要件に、該当しません。

以上審査を行った結果の報告を、終わらせていただきます。

議長 続きまして、地区担当委員より調査結果の説明を求めます。弥五島地区担当推進委員の室井勇雄委員をお願いします。

室井勇雄推進委員 ８月８日に、玉川農業委員と事務局と私で、譲渡人、[REDACTED]の[REDACTED]と譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]と行政書士の[REDACTED]の立会いのもと、現地で調査を行ったところ、事務局の説明通り相違ありませんでした。

議長 これで調査結果の説明を終わります。
只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第１９号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり許可と決定します。

議長 続きまして、日程第４、議案第２０号農地法第５条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 ８ページをお開きください。

議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、農業会議へ意見を求め、意見書を付して県知事に進達するものとする。

令和元年8月19日提出。下郷町農業委員会会長 渡 部 功。

9ページをご覧ください。

整理番号1について説明いたします。

申請人で賃借者は、[REDACTED] [REDACTED]、賃貸人は[REDACTED]の[REDACTED]です。

[REDACTED]、畑、9,435㎡を砂利採取に伴う一時転用で賃借権設定をするものであります。

申請事由は、申請地は表土が浅く下層が、礫質土で、農耕地には適さず、砂利採取をし、地盤の整備及び客土をして耕地に適した農地とするためであります。農振農用地の区域内にあります。

15ページが位置図でございます。

当該地は、[REDACTED]に入る先を右側に入った位置にあります。

16ページが平面図で、17ページが縦断図でございます。

18,19ページが横断図でございます。

続いて9ページに戻っていただいて、

整理番号2について説明いたします。

本案件は、譲受人が、[REDACTED]、[REDACTED]で、譲渡人が、[REDACTED]、[REDACTED]でございます。

所在地が、[REDACTED]、田、500㎡を一般住宅、駐車場及び通路として、当該地を取得するため申請するものです。

売買による所有権の移転であります。

申請事由は、現在、[REDACTED]と[REDACTED]で[REDACTED]の家に住居しているが、子供が成長し手狭となり、新居を建設するためであります。

農振農用地区域の内外については、外でございます。

11ページが位置図で、[REDACTED]の脇になります。

12ページが土地計画図になります。

13ページが住宅の平面図で、14ページが立面図になります。

以上で説明を終わります。

議 長

続きまして、担当地区委員より調査結果の説明を求めます。

整理番号1については、落合地区担当推進委員の星陽一郎委員にお願いします。

整理番号2については、弥五島地区担当推進委員の室井勇雄委員にお願いします。

星陽一郎
担当委員

8月8日に、星正喜農業委員と事務局と私の3名で、譲受人、[REDACTED]の[REDACTED]の立会いのもと現地調査を行いました。譲渡人の[REDACTED]は、都合により、欠席でありました。事務局の説明の通り相違ございませんでした。

申請地は、国営パイロット事業でぶどうが植栽された農地で、枯れてからその

ままの状態の荒廃農地でございます。砂利採取をして、地盤の改良を行い、客土を施し、耕作可能な農地に復元するものであり、よろしくご審議をお願いします。

室井勇雄 8月8日に、玉川農業委員と事務局と私で、譲渡人の[REDACTED]、[REDACTED]
担当委員 と譲受人の[REDACTED]、[REDACTED]と行政書士の[REDACTED]の立会のもと、
現地で調査を行ったところ、事務局の説明の通り、相違ございませんでした。

議 長 これで調査結果の説明を終わります。農地法に基づく農地転用許可の検討事項
について説明を求めます。

局 長 整理番号1について説明いたします。
本件は、農地法施行規則で定める第35条第2号の「土砂その他の資源の採取」
に該当すると考えます。よって、農地の区分と転用目的については適当であると
考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は、必要な資金については
自己資金で完成させるとのことで、通帳の写しも添付されており、適当であると
考えます。

申請に係る事業も施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みに
ついては、砂利採取の認可申請書も提出されており、認可見込みとのことであり
ます。

農地以外の土地の利用見込みはございません。

計画面積の妥当性については、埋戻しの土砂も確保されており、期間内に完了
できる面積であります。

一時転用することによって生じる付近農地等に係る営農条件への支障の有無
につきましては、周辺は農作物が作付されておらず、支障はないと考えておりま
す。

令法、条例で、義務付けられている行政庁との協議につきましては、すべて届
出されており、問題はないと思われます。

続きまして、整理番号2について説明いたします。

まず、農地の区分と転用目的につきましては、駅から300m以内の範囲であ
り、第3種農地と判断します。

続きまして、資力及び信用についてですが、必要な資金については、すべて借
入を完成させるとのことで、融資決定通知も添付されており、適当であると考え
ます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者は、おりません。

許可を受けた後、遅滞なく供することの確実性は、10月からの消費税引き上
げがあるということで、それ前に契約するとのことであり、確実であると考えま
す。

申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許、許可、認可等はありません
し、農地以外の土地の利用もございません。

申請に係る農地の面積が、計画の妥当性については、一般住宅の上限面積であ
る500㎡でありますので、妥当と考えます。

農地の転用が周辺の農地に係る営農条件に支障の有無でございますが、国道沿

いであり、周辺は宅地であり、問題ないと考えます。
法令、条例により義務付けられている行政庁との協議は、ございません。
以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について、質問、意見等ございませんか。
発言のある方は、挙手を願います。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について採決をいたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり、整理番号1は、農業会議への意見を求め、意見を付して、県知事に進達するものとし、整理番号2につきましては、意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。
以上で、本定例会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局よりお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の説明を終わります。
これをもって本定例総会を閉会といたします。

(午後2時10分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成 3 1 年 8 月 1 9 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員